

令和5年度茨城県きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 茨城県きのこ生産資材導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及び茨城県きのこ生産資材導入支援事業実施要領に定めるもののほか、本要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むきのこ生産者に対し、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を助成することにより、現下のきのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を図るため、第3条に定める補助対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(事業のメニュー等)

第3条 メニュー、補助対象者、補助対象経費、支援単価及び補助率等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、所在地を管轄する農林事務所（以下「農林事務所」という。）を経由し知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第6条 規則第8条第1項による申請取下げの期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を作成し、農林事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、第8条に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項第1号の規定による軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに農林事務所を通じて知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めたときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第4号)を農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

(状況報告)

第11条 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して、当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む)は、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、実績報告書(様式第5号)を農林事務所を経由し知事に提出しなければならない。

- 2 第10条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、既に支払いを受けた補助金が前項の補助金の額の確定額を超えるときは、その超過金額について知事の指示に従って返還するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、事業完了前であっても補助事業者立会いのうえで随時調査を行うことができる。

(額の再確定)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、第7条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月15日から施行する。

別表

メニュー	補助対象者	補助対象経費	補助率	支援単価	重要な変更															
きのこの生産資材導入	県内において、自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る）であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者	きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費 (原木、種駒(封ろう・菌栓含む)、菌床、種菌、培地基材(おが粉、コーンコブミール等)、栄養体(米ぬか、小麦ふすま等)、薬剤、栽培袋、その他きのこ生産に不可欠な資材)	定額 (令和4年及び令和5年の資材の平均価格を調査・比較し、上昇した資材価格の2分の1相当額を基本とし、きのこ生産に係る経費のうち電気が15%を超える取組実施者については10分の7相当額とする)	<p>生産量1kg当たり</p> <table border="1" data-bbox="1133 536 1827 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 536 1462 587"></th> <th data-bbox="1462 536 1641 587">1/2相当額</th> <th data-bbox="1641 536 1827 587">7/10相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 587 1462 668">菌床しいたけ(菌床自家製造)</td> <td data-bbox="1462 587 1641 668">2.5円/kg</td> <td data-bbox="1641 587 1827 668">3.5円/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 668 1462 750">菌床しいたけ(購入菌床)</td> <td data-bbox="1462 668 1641 750">15.6円/kg</td> <td data-bbox="1641 668 1827 750">21.8円/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 750 1462 873">上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・種菌自家培養)</td> <td data-bbox="1462 750 1641 873">2.6円/kg</td> <td data-bbox="1641 750 1827 873">3.7円/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 873 1462 994">上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・購入種菌)</td> <td data-bbox="1462 873 1641 994">7.8円/kg</td> <td data-bbox="1641 873 1827 994">10.9円/kg</td> </tr> </tbody> </table>		1/2相当額	7/10相当額	菌床しいたけ(菌床自家製造)	2.5円/kg	3.5円/kg	菌床しいたけ(購入菌床)	15.6円/kg	21.8円/kg	上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・種菌自家培養)	2.6円/kg	3.7円/kg	上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・購入種菌)	7.8円/kg	10.9円/kg	補助事業者ごとの経費の30%を超える増減
	1/2相当額	7/10相当額																		
菌床しいたけ(菌床自家製造)	2.5円/kg	3.5円/kg																		
菌床しいたけ(購入菌床)	15.6円/kg	21.8円/kg																		
上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・種菌自家培養)	2.6円/kg	3.7円/kg																		
上記以外の菌床きのこ(ビン栽培・購入種菌)	7.8円/kg	10.9円/kg																		

茨城県知事 殿

住所
氏名 （事業実施主体及び代表者氏名）

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付申請書

令和5年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項第4条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容等 別紙のとおり
- 3 事業実施箇所
- 4 経費の配分 別紙のとおり
- 5 事業着手予定年月日 令和 年 月 日
- 6 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 7 収支予算書 別紙のとおり
- 8 補助金の受領方法
 - (1) 直接払
 - (2) 隔地払
 - (3) 口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座 3 その他
口座番号		
口座名義（フリガナ）		

(別紙)

事業の内容等

きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	金額 (円)
計			

注 きのこの種類の欄については、きのこの品目及び栽培方法を記入すること。

(例)「菌床ぶなしめじ(ビン栽培・種菌自家培養)」「菌床しいたけ(菌床自家製造)」「菌床まいたけ(ビン栽培・購入種菌)」「菌床しいたけ(購入菌床)」

経費の配分

(単位：円)

事業費	負担区分		摘要
	県補助金	その他	

収支予算書

(1) 収入

区分	予算額(円)	摘要
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出

事項	予算額(円)	積算基礎
きのこの生産資材 導入		支援単価 円/kg × 次期生産量 kg
計		

注 積算基礎の欄には、事項ごとの予算を算出した基礎となる数量及び単価等を記入すること。

殿

茨城県知事

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 補助事業の内容

3 補助条件

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、令和5年度茨城県きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項及び茨城県きのこ生産資材導入支援事業実施要領を遵守すること。
- 補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 額の確定通知を受けた後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を前項に準じて知事に提出するとともに、知事の指示に従い補助金を返還しなければならない。

- (7) 補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
- ア 事業の実施に関し法令に違反した場合
 - イ 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (8) 前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

茨城県知事 殿

住所
氏名 （事業実施主体及び代表者氏名）

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）理由
- 2 変更（中止又は廃止）内容

※交付申請書の別紙に、当初を下段、変更後を上段に記載したものを添付すること。

茨城県知事 殿

住所
氏名 （事業実施主体及び代表者氏名）

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金について、下記理由により概算払されたく、令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項第10条第2項の規定に基づき申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 概算払申請額 | 円 |
| | (補助金交付決定額の | パーセント) |
| 3 | 概算払を必要とする理由 | |

※ 月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

茨城県知事 殿

住所
氏名 （事業実施主体及び代表者氏名）

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項第12条第1項の規定により提出します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容等 別紙のとおり
- 3 事業施行箇所
- 4 経費の配分 別紙のとおり
- 5 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 6 収支精算書 別紙のとおり
- 7 補助金の受領方法
 - (1) 直接払
 - (2) 隔地払
 - (3) 口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座 3 その他
口座番号		
口座名義（フリガナ）		

(別紙)

事業の内容等

きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	金額 (円)
計			

注 きのこの種類の欄については、きのこの品目及び栽培方法を記入すること。

(例)「菌床ぶなしめじ(ビン栽培・種菌自家培養)」「菌床しいたけ(菌床自家製造)」

「菌床まいたけ(ビン栽培・購入種菌)」「菌床しいたけ(購入菌床)」

経費の配分

(単位:円)

事業費	負担区分		摘要
	県補助金	その他	

収支精算書

(1) 収入

区分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)
県補助金			
その他			
計			

(2) 支出

事項	予算額			精算額			金額の差引増減(円)
	数量	単価(円)	金額(円)	数量	単価(円)	金額(円)	
きのこの生産資材導入							
計							

番
令和 年 月 日 号

殿

茨城県知事

令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和5年度きのこ生産資材導入支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 令和5年度きのこ生産資材導入支援事業
- 2 補助金の確定額 円